参考資料２

静岡県道路技術審議会規則をここに公布する。

平成24年３月30日

静 岡 県 知 事　　川　勝　平　太

静岡県規則第31号

静岡県道路技術審議会規則

（趣旨）

第１条　この規則は、静岡県が管理する県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年静岡県条例第26号）第６条第４項の規定に基づき、静岡県道路技術審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第２条　委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

⑴　学識経験のある者

⑵　市町の長

⑶　県議会議員

⑷　関係行政機関の職員

⑸　前各号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

（会長）

第３条　審議会に会長を置く。

２　会長は、委員の互選によって定める。

３　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

４　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第４条　審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

２　会長は、会議の日の３日前までに、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を委員に通知しなければならない。

３　審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

４　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見聴取）

第５条　審議会は、必要があると認めるときは、委員でない者の意見を聴くことができる。

（庶務）

第６条　審議会の庶務は、交通基盤部において処理する。

（委任）

第７条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

この規則は、平成24年４月１日から施行する。